情報つう

問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。
各総合支所の問い合わせはこちらです。
七城総合支所 ☎0968（25）1000
旭志総合支所 ☎0968（37）3111
泗水総合支所 ☎0968（38）2112

お知らせ

子ども手当（特別措置法）の受け付けが終わります

平成23年10月1日から子ども手当の制度が変わったことにより、新たに申請を受け付けていましたが、その受付期間が、3月31日で終了します。昨年10月中旬ごろに、子ども手当に該当すると思われる世帯へ通知書を発送しています。まだ請求が済んでない人は、早めに請求受け付け期限内の手続きをお願いします。

なお、通知は来ていないが該当すると思われる人は、お問い合わせください。4月以降の子ども手当については、制度が決まり次第お知らせします。

請求が必要な人　平成23年10月1日現在、支給対象児童（中学3年生以下の児童）を養育している人。

※平成23年10月から申請を受け付けています。すでに申請済みの人は申請の必要はありません。

※平成23年10月1日以降に本市に転入してきた人や子どもが生まれた人などは、同一月内または15日以内に申請をしてください。申請猶予期間の対象ではありません。

請求受付期限　3月31日（土）

※郵送の場合は期限内必着。

※請求期限までに請求されなかった場合は、請求手続きをした月の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

※請求方法は、広報きくち平成23年10月号をご覧ください。

問い合わせ・請求先
子育て支援課
☎0968（25）7214
各総合支所民生課

スポーツ安全保険に加入しましょう！

平成24年度のスポーツ安全保険の加入受け付けを開始します！　万一のけがや賠償責任に備えて加入しましょう。

この保険には、5人以上で構成する団体が加入できます。団体活動中および団体活動への往復中の事故を補償します。保険の内容は、傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険があります。掛金は中学生以下の子どもが800円～、高校生以上の大人については活動内容によって金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先
スポーツ安全協会熊本県支部
☎096（213）9015

注射針は市では処理できません！

市指定ごみ袋の中に注射針を入れないでください！

注射針の混入が後を絶ちません。注射針が混入していると、ごみの収集や分別の際に作業員がけがをすることもあり、大変危険です。また、注射針は市では適正に処理することができません。診察を受けた医療機関などへ注射針を返却するか、もしくは産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

問い合わせ先　環境課廃棄物対策係
☎0968（25）7217

混入していた注射針

介護予防ミニ講座

高齢者の食生活シリーズ⑤

しっかり食べて、すこやかに　～卵～

卵は体内で合成できない8種類の必須アミノ酸をバランスよく含みます。免疫力を高めるビタミンA、新陳代謝を活発にするビタミンB群を含むなど理想的な健康食品です。

一般的にコレステロールを多く含むとされていますが、コレステロールが正常値の人が1日1～2個食べる分には心配ありません。卵に含まれるレシチンは、老化予防にも効果があるといわれています。白玉、赤玉などの卵の殻の色は鶏の種類による違いで、栄養価は同じです。

◆料理のポイント
- どんな調理法でも栄養成分の量にあまり変化ありませんが、加熱が長いとタンパク質が変化して消化が悪くなります。半熟くらいがよいでしょう。
- 卵は完全食品といわれていますが、ビタミンCと食物繊維を含んでいません。ビタミンCや食物繊維を多く含む野菜類と一緒に取るようにしましょう。

問い合わせ先　生きがい推進課包括支援係
☎0968（25）7216

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、本年4月以降、森林の土地の所有者となった人は市長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者　個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外です。

届出期間　土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出を提出してください。

届出事項　届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

問い合わせ先　農林振興課
☎0968（25）7221

森林所有者の皆さんへ「森林経営計画」賛同のお願い

平成24年度から、補助金を活用した森林整備（造林、下刈り、間伐など）をするためには、「森林経営計画」の認定が必要になります。

「森林経営計画」とは、森林施業のほか作業路網や森林の保護に関する事項を含めた計画です。「森林経営計画」作成の主な要件は、①計画単位は1林班（県平均100ha程度の森林面積）毎であること②林班毎に、面積で50％以上の計画への参加があることなどです。

これらの要件から、「森林経営計画」は、同じ林班内の森林所有者の協力なくしては成り立ちません。

「森林経営計画」を作成したい人が、計画への参加を呼びかけた際には、ぜひご協力をお願いします。

問い合わせ先　農林振興課
☎0968（25）7221

農作業用ビニールなど飛散防止にご協力ください

農作業用ビニール・防雀テープが、強風により送電線に絡まるという事故が発生しています。送電線に絡まると、感電や広範囲にわたる停電が発生する恐れがあります。農作業用ビニール類の飛散防止にご協力をお願いします。また、送電線に巻きついたり、飛散しそうなビニールなどを発見した場合は、速やかに連絡してください。

注意事項
①送電線は非常に電圧が高いため、ビニールなどが絡まった場合は絶対に触らないでください。
②ビニールなどを設置する場所の近くに送電線があるかの確認をお願いします。付近に送電線がある場合は連絡してください。
③ビニールは強風などで簡単に外れないように設置し、保管する時は重しなどの対策をお願いします。
④防雀テープは支柱の間隔を狭くして、片側が外れた場合でも送電線まで届かないようにしてください。また、結び目は風などで簡単に外れないよう固く結んでください。

問い合わせ先
九州電力熊本電力センター
☎096（386）2314
九州電力熊本電力センター
☎096（386）2314

軽自動車の廃車・変更・移転手続きはお済みですか？

毎年4月1日現在で登録されている軽自動車（50ccなどのバイク・トラクターなど農耕用作業用車両も含む）に、その年の軽自動車税が課税されます。現在、車両が無く使用されていなくても、廃車手続きをしていないと課税されることになります。もしそのような車両がありましたら、速やかに廃車手続きをしてください。

また、住所が変わった場合は変更登録の手続きを、自動車の所有者の名義が変わった場合は移転登録の手続きを、15日以内にするよう法律（道路運送車両法）で義務付けられています。これを怠ると罰金が課せられることもあります。

問い合わせ先
・軽二輪、軽三輪、軽四輪
熊本県軽自動車協会
☎096（369）6829
・自動二輪車
九州運輸局熊本運輸支局
☎050（5540）2086
・50cc～125ccバイク、農耕作業用車、ミニカー
税務課
☎0968（25）7206